報

善意をありがとうございます

●燕市建設業協同組合

新型コロナウイルス感染症緊急対策フェニックス 110 「雇用の維持と事業の継続のための対策」の 取り組みに対する寄附金として、現金30万円

●燕市消防団互助会

燕市に現金3万円

●有限会社カトーモーター 燕市に手作りマスク 200 枚

●ビーカム株式会社

市内保育園・小学校に子ども用マスク1万枚、大 人用マスク 2,000 枚

●燕三条青年会議所

市内小学校にマスクキット 3.787 セット

●株式会社松橋屋

市内幼稚園・保育園・こども園にマスク 7,000 枚 と、児童クラブの職員にマスク 4.000 枚

●株式会社クロスター 燕市に布マスク 1,000 枚

●子どもの未来をもりあげ隊 市内小学校にマスク 2.150 枚

●高橋亜由美さん(大曲) 市内児童クラブに子ども用マスク38枚

●有限会社山﨑抜型 燕市にフェイスシールド 1.000 枚

●株式会社ほしゆう

燕市に飛沫防止用パーテーション5枚

●池田物産株式会社・株式会社大光銀行 燕東小学校に傘立て6台

●本町そ菜出荷組合

13

学校給食に「もとまちきゅうり」40ケース(50 本入)

●田邊一之さん(大川津)

地域史資料活用のため、分水良寛史料館に願王閣 関係資料3点

(順不同)

○納税などのお知らせ

納期限	6月30日火	
市民税・県民税	1 期	
国民健康保険税	3期(6月分)	
介護保険料	3期(6月分)	
下水道受益者負担金	1 期	

市役所収納課、燕・分水の各サービスコーナー、 市内金融機関で納入できます(市民税・県民税、 国民健康保険税はコンビニでも納入できます)。 また、安心で便利な口座振替もご利用ください。

新型コロナウイルスの影響により、事業など で収入に相当の減少があった場合は、市税等の 徴収の猶予を受けることができます。詳しくは お問い合わせください。

間 収納課 収納係☎ 0256•77•8152

○交通事故発生状況

●1月1日~5月末日 ()は5月分のみ		対前年比		
発生	件数	51件(5)	_	3件
死	者	0人 (0)	±	0人
傷	者	62人(9)	+	1人



自転車が通行できる歩 道を通行する場合であっ ても、歩行者が優先です。 歩行者の通行を妨げない よう十分注意して通行しま しょう。

一時停止の交差点では、停止線の直前で一時停 止し、安全を確認して通行しましょう。

間 生活環境課 交通政策係☎ 0256•77•8162

(入場無料) 金工工芸の超 に例のない。■の米粒大−

国的に例のな

6・63・270 断酒友の会(三 が酒友の会(三 のでででする) 12日日 ましょう。んといろいろな話を気軽にし 配お問 (三原) 固燕 · 三条地区 心合わせ - 前10時~

45周年記念大会燕・三条地区断酒友の会 井戸端会議のように、

みんなの掲示板

新型コロナウイルス感染症の影響で中止・延期になる場合があります。ご注意ください。 2020.06.15

畸 とき 所 ところ 対 対象 定 定員 内内容 ¥料金 持持ち物 他 その他 申申込 問問合せ ※料金、申込の記載がないものは「無料」「申込不要」

国民年金保険料の「免除」「納付猶予」制度をご利用ください

経済的な理由などで保険料が納められない人のために、申請・承認により保険料の納付が免除または猶 予される制度があります(令和2年度国民年金保険料:月額1万6,540円)。

- **■免除制度** ○全額免除 ○一部免除(4分の3・半額・4分の1)
- **■納付猶予制度** 50 歳未満の人が対象で、納付が猶予されます。
- ■申請について
- ○令和2年度の申請対象期間:7月分~翌年6月分まで
- ○令和2年度分は7月1日例以降に申請してください。
- ○申請日から過去2年1カ月前の月分までさかのぼって申請できます。
- ■申請場所 保険年金課 年金医療係 (市役所 1 階 12 番・13 番窓□)、または三条年金事務所
- **■手続きに必要なもの ①**年金手帳(または基礎年金番号のわかるもの) **②**印鑑 **③**マイナンバーが分 かるもの ④運転免許証などの身分証明書 ⑤失業による特例免除の場合、雇用保険離職票または雇用 保険受給資格者証などの写し

■ご注意ください

- ●審査は、申請期間に対応する年の所得を基準として行いますが、所得により免除が承認されない場合が あります。
- ●一部免除が承認された場合、国民年金保険料が一部免除されますが、残りの保険料は納付が必要です。 納めない場合は、未納期間扱いになります。
- ●申請が遅れると、万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じることがあります。すみや かに申請してください。
- ●学生の人はこの制度は利用できません。学生納付特例制度をご利用ください。
- ●新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の休廃止などによる収入の急減があった場合は、ご相談 ください。
- ○保険年金課 年金医療係☎ 0256・77・8136 / ○三条年金事務所☎ 0256・32・2239
- ○日本年金機構ホームページ http://www.nenkin.go.jp/

農業委員会からの お知らせ

7月・8月は農地パトロール強化月間

農地の適正・効率利用を図るため 農地パトロールを実施します!

遊休農地の改善、違反転用など を解消するため、農業委員が市内 全域の農地を巡回します。

聞前期:7月~8月 後期:10月~11月

7月上旬に巡回し、遊休農地や 違反転用農地と判断した場合、所 有者や耕作者に対して適正に管理

するように指導を行います。

L

の

鍵

情

12

▲昨年のパトロールの様子

●農業者年金に加入しましょう

担い手農業者には保険料の国庫補助制度など も用意され、保険料は全額社会保険料控除の対 象となります。

補助制度など、詳しくは農業委員会事務局ま たは JA 窓口まで。

●「全国農業新聞」購読者募集

農業者の公的代表機関である、全国農業会議 所が発行する農業総合専門紙です。購読の申し 込みは農業委員会事務局まで。

○毎週金曜日発行 ○月額 700円(送料込み) ※3カ月間、無料で購読できます。

問 農業委員会事務局☎ 0256•77•8251

2020.06.15